

学習院大学新入学生特別給付奨学金 募集要項

申請資格	学部の新 1 年生で学費支弁が困難な者 【学力基準】「全体の学習成績の状況」（従来の「評定平均値」）3.8 以上 【家計基準】本紙 P2 をご参照ください。
申請方法	①G-Port の奨学金申請機能から申請を行う。 ※ログイン後、「学生支援」から、メニューの「奨学金申請」をクリックして、申請を進めてください。 申請期間：6/6(木)～6/21(金) ②G-Port 申請完了後、必要書類を学生センター学生課に提出（郵送可）
必要書類	①2024 年度学内奨学金申請書（G-Port 申請完了後に出力されます） ②父母の「課税証明書」または「(非) 課税証明書」（令和 6 年度のもの(令和 5 年 1 月～12 月分)） ③特別控除の証明書類（該当者のみ） ※②③については、本紙 P3～4 をご参照ください。
申請締切	令和 6 年 6 月 21 日（金）16：00（郵送の場合は必着）
給付額	入学金相当額
採用者発表	令和 6 年 7 月末日予定
給付日	令和 6 年 8 月末日予定
給付期間	入学年度限り
採用予定人数	45 名程度
選考方法	有資格者の中から家計困窮度の高い人を採用します。必要により面接を行い、人物評価を加味します。
その他	・「目白の杜奨学金」「学習院父母会奨学金」及び「高等教育の就学支援新制度」（＝日本学生支援機構 給付奨学金・授業料等減免制度）に採用されている方は申請できません。 ※「高等教育の修学支援新制度」（＝日本学生支援機構 給付奨学金・授業料等減免制度）の申請結果が 6 月上旬に通知されるので、その結果を確認し、本奨学金の申請可否を確認してから申請してください。 ・本院の高等科、女子高等科から進学し、学習院各科学費支援給付奨学金（進学時に必要な学費及び入学金）の受給を受けた方は申請できません。 ・奨学金給付年度に奨学生が、懲戒又は除籍処分を受けた場合や、退学又は休学した場合は、資格を取り消し、奨学金を返還させることがあります。

【家計基準について】 ※G-port 上で申請基準を満たしているか判定できます。

家計支持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年収・所得金額から控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、収入基準額以下であることが必要です。

総収入金額《A》－ 控除額《B》＝ 認定所得金額《C》

《A》税込み・家計支持者 2名分

《B》一般控除、就学控除、特別控除があります

※総収入金額《A》とは、家計支持者 2名分の前年の税込総収入金額で、課税証明書の合計所得金額に記載されている金額です。

※家計支持者 2名分とは

① 父母がいる場合	父母
② 一人親の場合 (両親が離婚している場合を含む)	父又は母（本人と生計をともにしている人）
③ 父母が両方ともいない場合	父母に代わって家計を支えている人（2人いれば2人）

収入基準額表

世帯人数	日本学生支援機構 第一種奨学金(貸与) 及び 第二種奨学金(貸与)	日本学生支援機構 第一種・第二種(貸与) 併用	学習院大学学費 支援給付奨学金	学習院大学 新入学生特別給付 奨学金	学習院大学 家計急変 奨学金
1人	日本学生支援機構発行パンフレット 「貸与奨学金案内」 「貸与奨学金の選考基準」のうち 「家計基準」のページを 参照してください。			94	
2人				148	
3人				171	
4人				186	
5人				201	
6人				212	
7人				220	
8人以上は1人増 すごとに右の金額 を減算				8	

※学習院大学新入学生特別給付奨学金は、必要項目を入力することで、G-Port 上で申請基準を満たしているか判定できます（申請書入力期間のみ）

【必要書類の②③について】

1. 収入に関する証明書（令和5年1月～12月分・コピー可）

父母両方（父母ともにいない場合には父母に代わって家計を支えている者）について、提出が必要です。

家計支持者（父母両方）の市区町村の役場が発行する「課税証明書」または「（非）課税証明書」を提出してください。（令和5年1月～12月分を提出すること・写し可）

2. 控除に関する証明書

母子・父子世帯 コピー可 [発行元] 市区町村役所

母子・父子世帯は99万円を控除します。

【提出が必要な書類】

発行から3ヶ月以内、世帯全員分の住民票（個人番号の記載のないもの）

障がい者がいる場合 コピー可

同一生計内の家族に障がい者がいる場合、障がい者一人につき99万円を控除します。

障がいの種類に応じ、以下の書類を提出してください。

【提出が必要な書類】

・要介護2～5級の介護認定者がいる場合：介護保険被保険者証等、要介護認定書類のコピー
※要支援者と要介護1級は特別控除されません。

・心身障がい者がいる場合：

身体障がい者手帳、療育手帳（愛の手帳・みどりの手帳等）のコピー

・原爆被爆者がいる場合：被爆者手帳のコピー

家計支持者が単身赴任で別居の場合 コピー可

主たる家計支持者が単身赴任で家族と別居していることにより、特別に支出している住居費等が控除対象となり、71万円を上限に控除します。学生本人分は対象ではありません。

住居費（本人負担分のみ）、水道光熱費、家具・家事用品の実費に限り、領収書を提出することにより控除します。1万円未満の端数は切り上げてください。なお、通帳のコピーのみでは領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて提出してください。

領収書は直近3ヶ月分を提出してください。水道光熱費に関しては、金額に加え、住所が記載されている部分もコピーしてください。

住居費を会社が一部補助しているかどうかを確認するために、直近1ヶ月分の給与明細書を提出してください。

長期療養者（6ヶ月以上）がいる場合 コピー可 [発行元] 医療機関

申請時現在において、同一生計内の家族に6ヶ月以上にわたり療養中又は今後、長期（6ヶ月以上）で療養が必要と認められる者がいる場合は、以下の書類を提出することにより控除します。1万円未満の端数は切り上げてください。

【提出が必要な書類】

病院・薬局・介護サービス提供事業所等で発行される医療費明細書又は領収書

※経常的に支出をしていることを証明するために、6ヶ月分を提出してください。

※控除の対象となるのは長期療養している者の分のみです。

現時点での療養期間が6ヶ月未満で、今後長期で療養が必要と認められる場合は、医師等の診断書も併せて提出してください。

控除額は、申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、算出します。

領収書の原本を提出した場合、返却はできませんのでご注意ください。

過去 1 年間に被災、盗難被害を受けた場合 コピー可 [発行元] 消防署・市区町村役所・警察署

過去 1 年間に被災又は盗難被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期(2 年以上)にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に控除の対象となります。1 万円未満の端数は切り上げてください。

【提出が必要な書類】

- ・火災、風水害、地震等の場合：「被災（罹災）証明書」（発行消防署、市区町村役所）、修繕にかかる領収書
- ・盗難の場合：「盗難届出証明書」（発行警察署）

【控除される費用】

- ・日常生活の必需品が被害を受けた場合：最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等
- ・生産手段（田、畑、店舗等）が被害を受けた場合：長期にわたって収入減が予想される年間金額

※ただし、保険や損害賠償等によって補填された場合は控除額から除きます。また、被害額をそのまま控除するものではありません。